

「医学系（医学）」研究評価報告書

（平成12年度着手 分野別研究評価）

東京医科歯科大学難治疾患研究所

平成14年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを段階的实施(試行)期間としており、今回報告する平成 12 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（「教育サービス面における社会貢献」）

分野別教育評価（「理学系」、「医学系（医学）」）

分野別研究評価（「理学系」、「医学系（医学）」）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等の設定した目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されることを前提とした。

分野別研究評価「医学系（医学）」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった 6 大学（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 5 項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 3) 研究内容及び水準
- 4) 社会（社会・経済・文化）的貢献
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと

部会（後記研究水準等の判定を担当）を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記 3 の「意見の申立て」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況」及び「研究目的及び目標」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価結果」は、前記 1 の 1)、2)及び 5)の評価項目については、特記すべき点を「特色ある取組、優れた点」と「改善を要する点、問題点」として記述している。また、当該項目の水準を「貢献（達成又は機能）の状況（水準）」として、以下の 4 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いている。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相对比较することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

また、前記 1 の 3)及び 4)の評価項目については、学問的内容や社会的貢献の優れた点等を記述している。

さらに、3)の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者（関連分野の専門家）が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、4)の評価項目においても、3)と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的貢献度の割合を示している。

なお、総合的評価については、各評価項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄について評価を行うこととしていたが、この評価に該当する事柄が得られなかったため、記述しないこととした。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織（機関）の現況

（１）対象組織（機関）名称及び所在地

名称：東京医科歯科大学 難治疾患研究所
所在地：東京都千代田区神田駿河台 2 - 3 - 1 0

（２）組織（機関）の学生数

大学院生 ： 博士課程 4 8 名
 ： 修士課程 8 名
専攻生 ：

3 1 名

（３）組織（機関）の教員（現員）数

研究部門名	教員数 名
ウイルス・免疫疾患	1 0
遺伝疾患	1 2
成人疾患	1 0
社会医学	7
機能・調節疾患	1 4
情報医学	8
神経疾患	9
生体制御（客員）	（ 2 ）
病態発現機構（客員）	（ 2 ）
	（ 4 ）
計	7 0

（ ）は外数

研究目的及び目標

1. 研究目的

1) 研究を推進する基本的な分野, 対象

本研究所は、昭和48年に7つの医学部附属研究施設を統合して、難治疾患に関する学理とその応用の研究を目的として設置された。本研究所が設置されてから既に28年が経過し、その間に医学・医療の研究は、分子生命科学の急速な発展に伴って目覚ましい変化を遂げた。

例えば、遺伝子解析に基づく原因不明の疾患の病因解明や、分子・細胞レベルでの信号伝達の破綻によって起こる様々な病態の発現機構の解明などがあげられる。これらの事実は、先端医療技術の開発に密接に関係する基礎的研究が要求される時代となったことを示している。

そこで本研究所は、病因あるいは病態形成機構が不明なため有効な治療法が確立されていない難治性疾患について、疾患の発症及び病態形成に関わる生命現象を遺伝子、分子レベルから細胞、組織、個体、社会に至る各レベルで学際的研究により解明し、その研究成果を基に難治疾患の新たな診断、治療、予防法を開発することを目的とする。このような研究は国内外で普遍的に解決が望まれる難治疾患を対象とするものであるが、そこで明らかになる事象は生命現象の基本学理の解明に通じるものである。

2) 研究体制及び研究支援体制の基本方針

本研究所において21世紀にも通用する医学研究を推進するには、学際的研究が不可欠である。このため昭和63年から平成2年までの3年計画で現行の7大部門(1大部門3分野構成)へ改組・転換した。しかし、平成8年に本研究所将来構想委員会は、3分野で構成する現行大部門は、その研究課題の大きさに比べて受け皿としては小さすぎるため、病態統御学研究系、社会医学研究系、分子生命科学系、生体情報科学研究系の4研究系への統合・再編が適切であるとし、研究所の構造改革を答申した。この答申を受け、所内措置により実行上、疾患医学研究指向の前2研究系と生命情報医学研究指向の後2研究系をそれぞれ併合し運営してきた。さらに今年度、中核的研究拠点を目指して高度先端的な研究をより一層推進するために、所内措置により常設研究体制を疾患医科学研究系と統合生体信号研究系に統合し再編した。また、所内における研究活動の活性化と効率化を図るための研究支援体制として、共同利用実験施設を設置、整備した。

このように、研究所の目的を達成するために所内措置として時機に応じて柔軟に研究体制を組換える方針をとっている。これに加えて、臨床医学研究との密接な連携、

先端的研究手法の導入、社会に対する貢献等を目指し、客員研究部門や寄附研究部門を活用しつつ、所外との連携研究を推進してきたが、これらの連携研究組織を連携研究系に統括し、今後とも人員配置や予算措置を含めて充実させる方針である。

3) 実施する諸施策, 諸機能の基本的な在り方

限られた人的、物的資源のもとで、萌芽的、独創的研究を育みながら、成果が出るまでには時間のかかる基礎的研究を継続し、さらに世界に先んじた先端的な難治疾患研究を推進するためには、効率良い研究体制及び研究支援体制を作り上げると同時に、目的を絞った時限的な研究プロジェクトの実施、高度先端的研究に特化した連携研究チームの設立が必要不可欠である。このような時限的、高度先端的な研究を推進するためには、それを担当する研究グループに対して、従来の大部門制、講座制の枠組みに囚われず、教官、技官、研究支援推進員などの人員配置や予算配分を優先的に行うことが必要である。そのような措置により、研究所全体の活性化が期待できる。

2. 研究目標 組織(機関)

上記の研究目的を達成するため、本研究所の研究者の特色ある研究領域及び研究能力を組織的に活かして、次の2つの局面からアプローチする。臨床応用を目指した疾患指向の先端的研究により、国内外を問わず社会的に対策が急がれる難治疾患について、病因、病態形成機序の解明と診断、治療技術の開発・改良を行う。それと同時に、難治疾患の発症及び病態形成に関わる生命現象について、生体の機能・形態維持の基礎となる分子、細胞レベルでの信号や、生体システムにおける信号伝達ダイナミクスに関する先端的研究を行い、さらに信号伝達の異常に基づく病態発現の機序を解明する。研究体制として、前者の研究領域を疾患医科学研究系、後者の研究領域を統合生体信号研究系が担当する。

3. 研究目標 領域

(1) 疾患医科学研究系の研究目標

心血管系難治疾患、自己免疫疾患、難治性ウイルス感染症、難治性神経筋疾患、悪性腫瘍等の難治性疾患の病

因，病態形成機構を解明し，診断法の開発を行うとともに，薬剤による病態治療機序を解明する。具体的な研究課題は下記のとおりである。

1) 難治疾患の病因究明

- 特発性心筋症の病因変異の同定と，その機能変化の解明
- 心血管系多因子疾患及び自己免疫疾患の遺伝要因の解明
- 心血管系細胞の損傷，庇護と再生の遺伝子制御メカニズムの解明
- 不整脈におけるチャネル遺伝子の構造や発現の変化と機能異常の解明
- 動脈硬化の発症と進展における細胞接着因子の機能変化の解明
- 遺伝子転写開始後調節因子の機能解析と，転写伸長因子病への関連の解明
- 悪性腫瘍，染色体不安定症候群，筋疾患などの発症要因となる染色体，遺伝子異常及び細胞外マトリックス分子異常と，その機能変化の解明
- ヒト免疫不全症ウイルス，EB ウイルス，ヒトヘルペスウイルス 6 型等による難治性ウイルス感染症発症機序の解明
- コホート研究による脳卒中，心筋梗塞，老年痴呆などの危険因子の同定及び疫学的方法論による難治疾患発症関連要因の同定。

2) 難治疾患の病態形成機構の解明

- 遺伝子異常に起因する心血管系難治性疾患，悪性腫瘍等の病態形成機構の解明
- チャネル機能 - 構造相関，蛋白相互作用，受容体・細胞内情報伝達物質による機能修飾を含めたチャネル機能発現の分子機序の解明と，不整脈発症への関与の解明
- 脳神経，心筋，骨格筋組織の発生，分化に関する遺伝子群の同定と，その正常機能及び脳神経筋疾患における機能異常の解明
- 神経回路形成，機能構築における細胞外マトリックス及び接着因子の関与の解明
- 酸化ストレスのシグナル伝達機構と病態発現との関連の解明
- Binswanger 脳症，ビタミン B1 欠乏性脳症，放射性脳神経障害の発生機序の解明
- 精神障害犯罪者の追跡調査研究，外傷性ストレス障害のリスクファクターの解明と犯罪被害者の心理に関する調査及び支援

3) 難治疾患の診断技術の開発

- 心起電力変化を利用した循環器診断法の改良及び開発
- 悪性腫瘍，脳神経筋疾患等の実地臨床に応用可能な遺伝子診断法の開発
- 脳浮腫と脳虚血に関する早期画像診断法の開発と改良
- ウイルス動態のリアルタイム検出システムの確立

と，診断・治療への応用

4) 難治疾患の治療機序に関する研究

- 抗不整脈薬と他薬剤併用時の催不整脈作用機序の解明
- 白血球接着因子の薬物学的制御による動脈硬化の進展阻止機序の解明
- 循環器疾患に補助的治療に使用される漢方薬の特性と治療効果の解明
- 腸管潰瘍や肺水腫モデルを用いた薬剤治療効果機序の解明
- ウイルス性難治疾患に対する活性化リンパ球輸注療法の有効性機序の解明
- 薬物代謝酵素多型の集団遺伝学的特徴と，その薬物治療における意義の解明

(2) 統合生体信号研究系の研究目標

神経系，免疫系や発生などの生体システムに関わる生体シグナルを理解するとともに，種々の疾患における生体システム異常の分子基盤を理解する。具体的な研究課題は以下のとおりである。

1) 生体システムのシグナル分子，シグナルカスケードの同定

- B 細胞活性化を制御するレクチン様膜分子の同定と免疫反応制御機構の理解
- チロシンリン酸化蛋白質の同定を通じた白血病発症機構の高度な理解と治療法開発への貢献
- ヘルペスウイルス遺伝子産物の機能発現に關与する宿主シグナル分子の同定と，新たな抗ウイルス戦略の構築
- mRNA プロセッシングを制御する RNA 結合蛋白リン酸化シグナルカスケードの同定
- ドッキング蛋白質を核としたシグナルソーム構成分子群の同定とシグナル伝達機構のより高度な理解への貢献

TGF- β や Wnt シグナル伝達系におけるシグナルソーム構成分子の同定と機能解析による発生，分化を規定するシグナル伝達ネットワークの解明

2) シグナル解析による生体システムの理解

- 転写因子 CREB の高次神経系で果たす役割の解明
- 神経伝達物質の受容体・トランスポーターの役割の解明
- グリア細胞の脳形成・神経情報処理における役割の解明
- アポトーシス制御シグナルによる B リンパ球トランス / 活性化制御機構の解明
- ドッキング蛋白質の生理機能と白血病発症における機能の解明
- DNA 依存性プロテインキナーゼの機能の解明
- DNA リガーゼの分子種構成と機能解析を通じた DNA 修復分子機構の解明
- イオンチャネルの構造と生理機能についての基礎データの集積

3) 生体シグナルに関わるモニター系の開発

神経成長円錐の動態モニター系の開発と成長円錐の生理機能の解明

光学的方法，微小電極法による脳神経細胞集団及び個々の神経細胞間の信号伝達ダイナミクスの解析

消化管壁内自律神経ネットワークの機能構築モニター系の樹立と，各種医薬品の作用機序の解明

4) 生体シグナルの数学モデルとシミュレーションの方法論の構築

生理学的情報に基づいた脳における情報処理の計算論的モデリング

細胞内の制御カスケードのコンピューターによるシミュレーション

ゲノムワイドな発現データからの転写制御ネットワークの共通制御経路の推定と，最小生命系の生成と進化に関するシミュレーション

ゲノム構造の進化に基づいた標準的ゲノム系統樹の構築

宿主内ウィルス分子進化モデルの樹立

5) 生体シグナルによる疾患理解や疾患治療を目指した研究

難治疾患としての骨粗鬆症，変形性関節症を含めたカルシウム代謝異常に起因する疾患病態の分子機構に関する個体，組織，細胞，分子レベルでの解明
光学的技术，微小電極法による脳梗塞の診断・治療及び人工内耳での音声認識の改善等，臨床応用を目指した基礎研究の推進

肝臓細胞移植治療を目指した，ES 細胞及び臍帯血からの肝細胞の分化誘導と肝機能再構築系の確立

評価結果

1. 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況やその体制の下で実施されている「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、特記すべき点を「特色ある取組・優れた点」、「改善を要する点・問題点」として示し、目的及び目標の達成への貢献の程度を「貢献の状況（水準）」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻の連携やプロジェクト研究の実施方策、医学部附属病院の臨床研究の「場」としての機能、研究開発や研究支援に携わる研究者・技術者の養成、大学共同利用機関や大学内の共同利用施設が当該分野全体の研究推進や交流のために実施するサービス機能、組織全体としての研究資金の運用方策などが想定されている。

特色ある取組・優れた点

研究目的及び目標の達成のための研究体制については、学際的研究が必要不可欠とした研究所の基本方針により、平成9年度に分野や部門を超えたプロジェクト研究推進事業を実施する目的で「難治疾患研究所プロジェクト研究推進事業に関する申し合わせ」を制定し、プロジェクト研究体制の立ち上げを行ったこと、さらに、特定の先端的研究に対して、研究所共通定員制を利用したフレキシブルな助手の特別配置といった人的措置や所長裁量経費の投入による重点的配分といった研究費の面から優先的な措置を施し、研究活動を支援していることは研究の推進を図る施策として評価できる。

所外との連携研究体制としては、平成8年度から平成10年度にかけて、寄附研究部門「被害者行動学研究部門」が犯罪精神医学分野と連携して設置されたことは評価できる。

人事の流動化及び研究所の活性化を図る方策としては、教員採用の公募制や教授に7年の任期を付し、新任助教授及び助手にもそれぞれ5年及び3年の任期を設けているほか、分野の教授、助教授、助手の基本的構成を越えた定員を共通定員として新任の教授の分野へ優先的に配置している。研究機関研究員の制度の活用やプロジェクト研究体制においては、この共通定員を使い3年任期の助手を配置するなど、研究を柔軟に推進させるための体制が取られている。これは、限られた定員の効果的活用、研究の重点化を進める上でも高く評価すべき体制である。

研究支援体制としては、研究所が駿河台地区と湯島地区に分断され、研究所全体の占有面積が狭隘であることから、この対策として共同利用実験室（生体情報解析室、遺伝子組換えマウス実験室、形態機能解析室）を設置し、高度実験設備を共通で利用するなど設備の集中化を図り、スペースの有効利用を行っている。

また、技官および研究支援推進員の配置の工夫、共同利用施設の整備、研究資金の獲得と運用の工夫、若手研究員の研究意欲の触発が可能となる発表会や賞の設置など、研究支援を強化する体制の進化が継続的に図られている。このことは、目的・目標を達成するために、体制を極めて柔軟に対応させるという優れた取組みである。

改善を要する点・問題点

研究所という特色および規模を生かし組織改革、制度改革にかなり積極的に取り組んでいる点は評価できる。しかし、改革の目標、難治疾患研究所の長期的方向性については、さらに検討が必要であり、研究の焦点をどこに置くか明確に定めた上で、改革にあたっての基本的事項に関する議論を工夫することが必要と考えられる。

任期制の導入、部門の統廃合も議論され、かつ実施されていることは評価されるが、過渡期に生ずる人的不均衡、部門の不均衡に関してどのように工夫するかについては、今後の検討が望まれる。研究所の長期にわたる方針が全教員に統一認識されていない場合には、改革の進行が遅れる可能性もあるので、所長のリーダーシップが施策に発揮されるように期待したい。

貢献の状況（水準）

目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

2. 諸施策及び諸機能の達成状況

達成の状況（水準）

目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

ここでは、前記評価項目「1. 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、特記すべき点を「特色ある取組・優れた点」、「改善を要する点・問題点」として示し、目的及び目標の達成の程度を「達成の状況（水準）」として示している。

特色ある取組・優れた点

研究を推進する体制としての諸施策及び諸機能の達成状況については、教員採用の公募制の実施により、業績の優れた若手教員の採用が増え、その結果、公的な競争的研究資金の導入額が増加したことは、施策の導入が機能した結果である。

任期制及び再任制度の導入は、5年間で全体の半数にあたる教員が入れ替わる結果となり、人事面での流動性を高める実効があったことは評価できる。

プロジェクト研究では、これまでに2つのプロジェクト研究チームが活動してきたが、そこで得られた研究成果は、国際レベルの学術誌に複数掲載されている実績があり、効果的に機能していることが伺われる。

客員研究部門では、研究所内ではカバーできない関連領域の教員を他機関から招へいし、所内の各分野との共同研究や研究交流を行い、当該分野の研究の高度化とともに研究所の活性化に貢献した。

共同利用実験室（生体情報解析室、遺伝子組換えマウス実験室、形態機能解析室）の設置は、狹隘対策としてだけでなく、その稼働率も高くなり、研究支援施設として大いに活用されている。

改善を要する点・問題点

任期制の導入については、流動性の面で効果があったが、全教授に任期制を導入してから間もないため、研究活動の活性化という面での達成度を測るには、時期尚早であり、時間的推移を見守る必要がある。しかしながら、現在の過渡的状況下で生じる人事面での問題や再任の際の評価基準も含め、今後の適切な運用について検討を深めることが望まれる。

犯罪精神医学分野は、研究水準面、社会的貢献面の両面で高い実績・成果が認められ、大変意義のある講座である。故に、研究活動をより高める上で、関連分野・病院との連携が取りやすい環境を考慮すれば、さらに一層高い成果をあげることが可能となるので、犯罪精神医学分野の発展のためにも、よりよい研究組織づくりを期待する。

3. 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「学問的内容及び水準の優れた点等について、設定された目的及び目標、教員の構成、組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。さらに、当該組織の研究活動の学問的内容及び水準を、教員及び研究グループの個別業績を基に国際的な視点を踏まえて判定し、その結果を「個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述」として示している。

また、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該分野において国際的にも評価されうる非常に高い水準・内容であること、「優秀」とは、当該分野において高い水準・内容であること、「普通」とは、当該分野に十分貢献していること、「要努力」とは、当該分野に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

学問的内容及び水準の優れた点等について、設定された目的及び目標、教員の構成、組織（機関）のおかれている諸条件に照らした記述

研究テーマは独創性が高く、その成果は世界的に通用する新知見であり論文発表も良く行われている。また他大学等と共同研究を行い人材育成・他分野への貢献も評価できる。

グループが少数編成であるにもかかわらず、国際的な視点でみても発表された成果の評価は高く、グループ全体の水準も高い。

個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述

（全領域）

- ・ 研究水準については、構成員（70名）の2割弱が卓越、3割弱が優秀、5割弱が普通、1割が要努力である。
- ・ 研究の独創性については、構成員の2割強が極めて高く、5割弱が高い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の3割が極めて高く、5割弱が高い。

独創性、発展性に関しては、極めて高い及び高いの割合が多く、それぞれの領域における研究水準、成果は高いものと評価できる。

（生理学領域）

- ・ 研究水準については、構成員（30名）の1割弱が卓越、3割が優秀、5割強が普通、1割が要努力である。
- ・ 研究の独創性については、構成員の1割が極めて高く、5割強が高い。

- ・ 研究の発展性については、構成員の1割が極めて高く、6割弱が高い。

生理学領域においては、細胞増殖因子の細胞内シグナルに関する分子生物学的研究や遺伝子発現制御機構の研究は優れた成果をあげている。

また、自律神経機能の発現と制御の生理学研究において、新しい研究手法を導入した特徴的な研究を行っている。聴性誘発電位による虚血性神経細胞死の研究において、特色のある業績を出している。

（病理学領域）

- ・ 研究水準については、構成員（16名）の3割弱が卓越、4割弱が優秀、3割強が普通、1割弱が要努力である。
- ・ 研究の独創性については、構成員の3割強が極めて高く、4割弱が高い。
- ・ 研究の発展性については、構成員の6割弱が極めて高く、3割強が高い。

病理学領域においては、病理学の分子細胞遺伝グループは染色体上の遺伝子座をきめる研究を全国的な共同研究として取り組んで優れた成果をあげつつある。また分子細胞遺伝学のグループはガンおよび遺伝疾患の原因遺伝子や修飾遺伝子の同定と機能解析をおこない、極めてレベルの高い研究をしている。腫瘍ウイルスグループは発ガン機構とヘルペスウイルス研究で卓越した業績を挙げている。複数の新規シグナル分子を同定し免疫系細胞の機能解析で世界的な業績を挙げているグループもある。免疫疾患グループは免疫寛容に関わるB細胞アポトーシスの制御系を発見し卓越した業績を挙げている。

（社会医学領域）（外科学領域）

- ・ 研究水準については、卓越、優秀及び普通に該当する教員がいる。
- ・ 研究の独創性については、極めて高い及び高いに該当する教員がいる。
- ・ 研究の発展性については、極めて高い及び高いに該当する教員がいる。

社会学領域においては、生命情報学で、バイオインフォマティクス関連の研究は、国際的な水準にある。

外科学領域においては、整形外科領域は、骨代謝研究という点からみて優れた取り組みを行っており、世界的な業績を挙げている。特に骨形成と骨吸収メカニズムに関する研究は、卓越した研究である。

また、脳虚血、脳浮腫の診断学・病態生理学的研究を行う領域では研究活動は活発で水準は高い。

（内科学領域）

- ・ 研究水準については、構成員（19名）の2割強が卓越、1割が優秀、5割強が普通、2割弱が要努力である。
- ・ 研究の独創性については、構成員の3割弱が極めて高く、5割強が高い。

- ・ 研究の発展性については、構成員の3割強が極めて高く、5割強が高い。

内科学領域では、犯罪精神医学は我が国におけるユニークな研究組織であり、精神障害者による犯罪と触法精神障害者の処遇に関する我が国のオピニオンリーダー的存在は高く評価できる。

4. 社会（社会・経済・文化）的貢献

ここでは、対象組織における研究活動の社会的貢献度について評価し、特記すべき点を「社会（社会・経済・文化）的貢献での優れた点等について、設定された目的及び目標、教員の構成、組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員及び研究グループの個別業績を基に社会的貢献の度合いを判定し、その結果を「個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述」として示している。

社会（社会・経済・文化）的貢献の優れた点等について、設定された目的及び目標、教員の構成、組織（機関）のおかれている諸条件に照らした記述

個々の研究が基礎的研究に焦点が絞られており、それぞれに先進的な業績が生まれ、一部に特許取得などの効果が生まれている点は、高く評価するところである。しかし、外部評価の指摘を受け、疫学的観点を取り入れて成果をあげたプロジェクトもあるように、社会への貢献という観点からみれば、疫学的観点からの研究成果の展開に関しては、なお一層の努力が必要である。

基礎研究部門が主力であるだけに社会に直接アピールすることは、なかなか困難であるが、寄附研究部門が設置された例もあり、研究所の存在を社会に知らしめる必要がある。

個人及び研究グループの業績の判定結果に基づく記述

（全領域）

社会・経済・文化への貢献については、構成員の2割が極めて高く、3割弱が高い。

医療事故防止の提言や特許・情報データベース等の知的財産の形成など、社会的貢献は高いと評価できるので、難治疾患研究所の社会へのアピールをより工夫することを望む。

（生理学領域）

社会・経済・文化への貢献については、構成員の1割強が極めて高く、3割弱が高い。

先端的工学技術を用いた研究方法を開発した研究は、新技術の創出という点で高い貢献をしている。

（病理学領域）

社会・経済・文化への貢献については、構成員の1割強が極めて高く、3割弱が高い。

病理学領域では、FISH法による乳癌細胞診断開発は、臨床応用が期待されている。

また、遺伝子の染色体上の位置を決める研究を、全国多くの研究者と共同で行っている。感染症細胞治療研究会

を立ち上げ、活性化リンパ球輸注法をエイズ等の難治性ウィルス感染症に対して実施し、治療効果を挙げている。

（社会医学領域）（外科学領域）

社会・経済・文化への貢献については、極めて高い及び高いに該当する教員がいる。

社会医学領域では、生命情報学において医療過誤防止のための情報システムのガイドライン作成を通じ医師会、厚生省への提言をとりまとめ社会のニーズにも合った貢献をしている。ゲノム情報処理普及のための一般向け講演会の開催を定期的に行う活動も評価に値する。

外科学領域では、とくに整形外科分野が、骨形成と骨吸収メカニズム解明に伴って期待される骨代謝制御の領域および関連領域に対して、極めて多く貢献している。

脳虚血、脳浮腫の診断学、病態生理学的研究分野での研究は、臨床へ応用されて地域医療に貢献し、特許や情報データベース等の知的財産の形成を通して社会的に貢献している。

（内科学領域）

社会・経済・文化への貢献については、構成員の3割強が極めて高く、3割弱が高い。

内科学領域では、犯罪精神医学の分野は、犯罪被害者の援助など幅広い活動をしている。その成果は、警察、検察、裁判所等司法関連諸機関の政策に大いに寄与し、社会的貢献は極めて高い。

5. 研究の質の向上及び改善のためのシステム

ここでは、対象組織における研究活動等について、それらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、特記すべき点を「特色ある取組・優れた点」「改善を要する点・問題点」として示し、システムの機能の程度を「機能の状況（水準）」として示している。

特色ある取組・優れた点

研究の質の向上及び改善のための具体的なシステムとしては、自己評価や外部評価の実施のほか、研究所年報の刊行がある。平成8年に行った外部評価では、研究体制の充実を図るよう指摘がなされ、その後、複数の共同利用実験施設の設置へと繋がった。このことは外部評価が機能し、研究支援が改善されたものとして評価できる。研究所構成員の相互理解と研究の発展等に役立てるために研究成果を発表するシンポジウムを開催するなど、構成員相互の交流を深めて、共同研究や学内プロジェクトの推進への機運を高めている。

プロジェクト研究は、3年という時限プロジェクトであるが、単純な継続は行わず、3年ごとに新たな研究を公募し、委員会で審議して採択を決定している。

また、若手研究者及び大学院生の研究を奨励するための研究発表会の開催や質の高い研究論文が発表されることを促進するため、世界的にレベルの高い学術誌に筆頭著者として論文が掲載された者を対象に論文賞の表彰を行うなど、研究意欲の発揚に役立っている。

平成9年からの全ての教授及び新規採用の助教授、助手への任期制導入は、該当教員に対する一定期間ごとの研究業績を評価することになるため、研究の質の向上や改善にも寄与している。

改善を要する点・問題点

自己点検評価を実施する際には、研究所としての方向性を明確な形で構成員にフィードバックするとともに、その研究の達成度を含めた十分な自己評価が行えるようにすべきである。

また、教員任期制の導入により、組織全体の研究の動向に沿った研究者構成を行いうる環境になったともいえるが、任期制を適用していない教員の一定期間ごとの研究業績評価方法について工夫が期待される。

外部評価に関しては、今後とも、依頼する項目が研究内容に偏るのではなく、研究所の目的達成に向けた研究

の方向性の提言や施策効果に対する効果を含めた評価が実施されるのが望ましい。

機能の状況（水準）

向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

評価結果の概要

1. 研究体制及び研究支援体制

プロジェクト研究体制や研究所共通定員制を利用したフレキシブルな助手の特別配置，所長裁量経費の重点的配分などで研究活動を支援していることは研究の推進を図る施策として評価できる。

人事の流動化及び研究所の活性化を図る方策として，教員採用の公募制や任期制のほか，基本的構成を越えた定員を共通定員として新任の教授の分野へ優先的に配置していることは，限られた定員の効果的活用，研究の重点化を進める上でも高く評価すべき体制である。

改革の目標，難治疾患研究所の長期的方向性については，さらに検討が必要であり，研究の焦点をどこに置いか明確に定めた上で，改革にあたっての基本的事項に関する議論を工夫することが必要と考えられる。

貢献の状況（水準）

目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。

2. 諸施策及び諸機能の達成状況

教員採用の公募制の実施により，業績の優れた若手教員の採用が増え，その結果，公的な競争的研究資金の導入額が増加したことは，施策の導入が機能した結果である。

任期制及び再任制度の導入は，5年間で全体の半数にあたる教員が入れ替わる結果となり，人事面での流動性を高める実効があったことは評価できる。

達成の状況（水準）

目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。

3. 研究内容及び水準

研究テーマは独創性が高く，その成果は世界的に通用する新知見であり論文発表も良く行われている。また他大学等と共同研究を行い人材育成・他分野への貢献も評価できる。

グループが少数編成であるにもかかわらず，国際的な視点でみても発表された成果の評価は高く，グループ全体の水準も高い。

判定結果

研究水準等の判定結果については，評価結果の本文を参照されたい。

4. 社会（社会・経済・文化）的貢献

個々の研究が基礎的研究に焦点が絞られており，それぞれに先進的な業績が生まれ，一部に特許取得などの効果が生まれている点は高く評価するところであるが，社会への貢献という観点からも疫学的な研究成果の展開などの点になお一層の努力が必要である。

基礎研究部門が主力であるだけに社会的に直接アピールすることはなかなか困難であることは当然であるが，寄附研究部門の存在にみられるように難治疾患研究所の存在を社会に知らしめることで，社会参画による研究の推進が行なわれる可能性もあり，組織の存在の主張も大いに進める必要がある。

判定結果

社会（社会・経済・文化）的貢献の判定結果については，評価結果の本文を参照されたい。

5. 研究の質の向上及び改善のためのシステム

プロジェクト研究は，3年という時限プロジェクトであるが，単純な継続は行わず，3年ごとに新たな研究を公募し，委員会で審議して採択を決定している。

また，若手研究者及び大学院生の研究を奨励するための研究発表会の開催や質の高い研究論文が発表されることを促進するため，世界的にレベルの高い学術誌に筆頭著者として論文が掲載された者を対象に論文賞の表彰を行うなど，研究意欲の発揚に役立っている。

教員任期制の導入により，組織全体の研究の動向に沿った研究者構成を行いうる環境になったともいえるが，任期制を適用していない教員の一定期間ごとの研究業績評価方法について工夫が期待される。

外部評価の内容もおおむね良好な評価を得ているようであるが，それだけに評価項目の検討や研究の方向性の提言及び施策効果に触れた評価内容となるように配慮されたい。

機能の状況（水準）

向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが，改善の余地もある。

意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、事実関係から正確性を欠くなどの意見がある場合に意見の申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 6ページ「改善を要する点・問題点」 <u>「しかし、改革の目標、難治疾患研究所の長期的方向性については、さらに検討が必要であり、研究の焦点をどこに置くか明確に定めた上で、改革にあたっての基本的事項に関する議論を工夫することが必要」</u></p> <p>【意見】 本記載は研究所の将来における目標や方向性の設定等に関する指摘である。将来における目標設定や施策立案に関すること等を「改善を要する点・問題点」に記載するのは不適切である。本記載は削除願いたい。あるいは、表現方法を工夫して頂きたい。</p> <p>【理由】 「自己評価実施要項」の14ページには、機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行うとある。この趣旨は、目的・目標の設定は当該対象機関が行うものであり、機構の任務は、研究所の目的・目標それ自体の評価は行わず、研究所の研究活動がその目的・目標に沿って行われたかどうかを評価することであることを示す。すなわち、今回の評価は過去5年間を対象とするものであり、過去に遡って設定した目的や目標が、この5年間の施策によって、どのように、どの程度まで達成されたものか、また、その研究業績は目的や目標に沿ったものであったかを評価されるべきものと理解される。しかるに、機構により「改善の余地もある」との判定根拠として示された本件「改善を要する点・問題点」は、将来の課題に触れたものである。<u>過去5年に遡って設定した目的、目標を達成する上での改善点や問題点としてではなく、将来における検討課題として指摘する場合には、「改善を要する点・問題点」</u> <u>にではなく、別項を設けて記載するなどの適切な方法をお取り願いたい。</u>このことは、本記載に限ることではなく、以下に示す「改善を要する点・問題点」に関する申し立ての諸点においても、同様である。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 研究目的及び目標の達成のために改革にかなり積極的に取り組んでいる点は評価できるが、現在の研究体制が、研究目的及び目標を達成する体制として必ずしも十分であるとは言い難い面もあり、今後においても、引き続き更なる検討が必要であると判断した。なお、この記述は、将来の課題について指摘したのではなく、現在の状況を研究目的及び目標に照らして評価した結果から生じる指摘である。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 6ページ「改善を要する点・問題点」 <u>「過渡期に生ずる人的不均衡，部門の不均衡に関してどのように工夫するかについては，今後の検討が望まれる」</u></p> <p>【意見】 この文章は「改善を要する点・問題点」から削除願いたい。あるいは，表現を大幅に変更して頂きたい。</p> <p>【理由】 自己評価書にある通り，過去5年間に渡って，研究所の目的，目標達成のための改革に取り組んで来た。このため，部門間，分野間で過渡的に人的不均衡が生じていることは事実であり，今後の検討課題と認識している。しかし，このような不均衡は，限られた状況下で改革を行う上で必然的に生ずるものであり，そのことをもって「改善を要する点・問題点」として指摘され，ひいては「改善の余地もある」との判定根拠の一端とされるのは遺憾である。不均衡を生じずに改革が可能であったとする論理的根拠がない限り，「改善を要する点・問題点」への記載は承服出来ない。評価結果に対する意見申立書（1）と同様，別項を設けて記載するなどの適切な対応を願いたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 改革を進める上で過渡的に生じる問題であるかもしれないが，このような状況が続くことは研究目的及び目標の達成のためには好ましいことではなく，改善に向けた工夫・努力が引き続き必要であると判断した。</p>
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 6ページ「改善を要する点・問題点」 <u>「研究所の長期にわたる方針が全教員に統一認識されていない場合には，場当たりの人事になる可能性がある</u> <u>ので，所長のリーダーシップが施策に発揮されるように期待したい」</u></p> <p>【意見】 「統一認識されていない場合」とあるが，何を根拠としてそのように記載されたのか不明である。また，例えば仮定の文意であるとしても，「場当たりの人事になる可能性」とは表現が穏やかでない。下線部は削除願いたい。</p> <p>【理由】 過去5年間において，研究所の将来構想等については，「難研1996 現状と課題」の公表や，研究所集会等の機会をとらえて全教職員に周知するよう努めている。また，将来構想ワーキンググループによる将来構想に関する提言についても，教官を対象とした説明会を適宜開いており，本研究所がどのような将来構想のもとに種々の改革を行っているかについては，全教官が認識しているところである。例えば仮定事項としても，「統</p>	<p>【対応】 文章を以下のように修正した。 『研究所の長期にわたる方針が全教員に統一認識されていない場合には，改革の進行が遅れる可能性もあるので，所長のリーダーシップが施策に発揮されるように期待したい』</p> <p>【理由】 自己評価書及びヒアリング調査から，所長がリーダーシップを発揮して改革を進めていることは理解しているが，一般的にみて，全教官が一丸にならないと改革の進行が遅れる可能性もあることを留意点として記述した。 なお，記述の一部に相応しくない表現があったので修正した。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>「認識されていない場合」との表現は不適切ではないか。また、これまでの5年間に、所長のリーダーシップが研究所の設定した目的にそった目標達成のための施策に十分に発揮されていることは、自己評価書の記載内容から明らかであると考ええる。</p>	
<p>【評価項目】 研究体制及び研究支援体制</p> <p>【評価結果】 6ページ「貢献の状況（水準）」 「目的および目標の達成におおむね貢献しているが、<u>改善の余地もある</u>」</p> <p>【意見】 「改善の余地あり」と判定された根拠を明示願いたい。</p> <p>【理由】 「改善を要する点・問題点」に記載されたことを根拠として、「改善の余地あり」と判定されたものとする。しかしながら、評価結果に対する意見申立書（1）～（3）に記載したように、これらは、今回の評価機構による研究評価の実施要項と趣旨にそって考える限り、「改善を要する点・問題点」にはあたらない。「改善の余地あり」とする根拠を、これら以外にあるならば、明示願いたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 貢献の状況（水準）は、この評価項目の評価結果全体から総合的に判断し、「水準を分かりやすく示す記述」による統一した表現で示したものである。</p>
<p>【評価項目】 諸施策及び諸機能の達成状況</p> <p>【評価結果】 7ページ「改善を要する点・問題点」 「この改編の結果が（中略）どのように反映しているかは、<u>改編の過渡的状況下にあるため、明確に判断し難い。任期制の導入については、（中略）達成度を測るには時期尚早であり、時間的推移を見守る必要がある</u>」</p> <p>【意見】 「評価機構」が達成度の評価が困難であると判断したことを「改善を要する点・問題点」の中に記載するのは不適切であり、削除願いたい。</p> <p>【理由】 「明確に判断し難い」ことや「達成度を測るには時期尚早である」ことは、研究所の責ではなく、評価機構側の判断可否の問題である。それを「改善を要する点・問題点」の中に記載し、「改善の余地あり」の根拠とするのは不適切である。また、「任期制及び再任制度の導入は、5年間で全体の半数にあたる教員が入れ替わる結果となり、人事面での流動性を高める実行があったことは評価できる。」という記述と矛盾する。</p>	<p>【対応】 文章を以下のように修正した。 『研究組織の改編が数次にわたり、大変意欲的に行われているが、（中略）、改編の過渡的状況下にあるため明確に判断し難い。』を削除し、</p> <p>『任期制の導入については、（中略）、時間的推移を見守る必要がある。しかしながら、現在の過渡的状況下で生じる人事面での問題や再任の際の評価基準も含め、今後の適切な運用について検討を深めることが望まれる。』に修正した。</p> <p>【理由】 研究組織の改編による効果については、現時点では明確に判断し難い状況であるので、「改善を要する点・問題点」としては記述しない。 任期制の導入の達成度については、時間的推移を見守る必要があるが、一層の効果を得るためには、再任の際の評価基準などを含め、運用面での更なる検討が必要であると判断した。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 諸施策及び諸機能の達成状況</p> <p>【評価結果】 7ページ「改善を要する点・問題点」 「<u>犯罪精神医学分野の発展のためにも、研究科における分野として改編するなどの大胆な方法も含めて検討すべきであり、</u>」</p> <p>【意見】 犯罪精神医学分野を含め、全ての研究所の分野は「大学院医歯学総合研究科」に所属している。事実誤認に基づく記載、当該研究機関の目的や将来目標、さらには大学全体の構造改革に係る改善要求とも受け取れる表現は、削除ないし大幅に修正願いたい。</p> <p>【理由】 自己評価書（12ページ）に記載の通り、研究所の分野は全てが「大学院医歯学総合研究科」に所属しているため、この記載は事実誤認に基づくものである。また、この記載の意図するところが、犯罪精神医学分野を研究所から分離すべきであるとするものであるならば、それは研究所の目的、目標設定の変更のみならず、大学全体の機構改革をも求めるものである。そのことを「改善を要する点・問題点」に記載し、「改善の余地あり」の根拠とされるのは遺憾であり、また研究所を対象とした「研究評価」の範囲から大きく逸脱するものである。</p>	<p>【対応】 文章を以下のように修正した。 『研究科における分野として改編するなどの大胆な方法も含めて検討すべきであり、』を削除した。</p> <p>【理由】 研究科における分野として改編するなどの記載は、検討の際の一つの例示として示したものであるが、意見も踏まえて削除した。</p>
<p>【評価項目】 諸施策及び諸機能の達成状況</p> <p>【評価結果】 7ページ「達成の状況（水準）」 「<u>改善の余地もある</u>」</p> <p>【意見】 過去5年間における施策等の達成状況に係る記載として、「改善の余地あり」とする根拠が明確でない。「改善の余地あり」とする以上、実施要項にそった範囲内で、明確な根拠を提示願いたい。</p> <p>【理由】 「改善を要する点・問題点」には、3項目の記載があるが、うち「研究組織の改編」と「任期制導入」に触れた2項目は、いずれも「時間的推移を見守る必要がある」とされているため、現時点で「改善の余地あり」とする根拠にはあたらない。したがって「改善の余地もある」とした根拠は、3項目めの「改組を含めた構造改革の議論が必要である」ことに対応したものとなるが、その指摘は「研究所に対する研究評価」の範囲を大きく逸脱するものであり、その点に「改善の余地あり」とされるのは、「研究所」としては承服出来ない。これら以外に「改善の余地あり」の根拠があるのならば、明示願いたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 達成の状況（水準）は、この評価項目の評価結果全体から総合的に判断し、「水準を分かりやすく示す記述」による統一した表現で示したものである。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究内容及び水準</p> <p>【評価結果】 8ページおよび9ページ「研究内容及び水準」の記述全般について 業績の判定結果に基づく記述において、卓越した業績や特徴ある業績が記載されている。このような特記事項を記載する場合には、資料に基づいて均衡のとれた記載を行う必要があると考えられるが、<u>審査部会の間で分量および表現のバランスが取れていない。</u></p> <p>【意見】 研究所の目的にそって設定した目標達成の観点から、資料に基づいて均衡のとれた分量の記載を行って頂きたい。</p> <p>【理由】 希望する審査部会と異なる部会で業績評価(審査)を受けた研究者が、全70名中20名にものぼることをまず指摘する。本研究所のような多岐に渡る基礎研究を行っている研究機関では、その研究内容を適切に示す審査領域の区分が困難な場合もあることを指摘しなければならないが、このような審査部会の変更は、業績評価を行うに適切であると評価機構が判断した結果である。評価機構の判断に疑問がなしとはしないが、それは置くとして、「研究内容及び水準」の記述全般について以下に問題点を述べる。 審査を受けた部会ごとに、業績が高いと評価機構によって判定された研究者数と特記された研究内容件数の対比についてみると、生理学領域では卓越(2)及び優秀(9)とされた計11名の研究者に対して、記載された件数は優れた業績(2)および特色ある業績(2)の計4件である。また、病理学領域では、卓越(4)及び優秀(6)の計10名に対して優れた業績として5件の記載があり、社会医学・外科学領域では、卓越(2)及び優秀(1)の計3名に対して優れた業績(2)および特色ある業績(1)の計3件が記載されている。これに対して、内科学領域では卓越(4)及び優秀(2)の計6名の研究者に対し、記載された特色ある業績は1件に過ぎない。また、内科領域で特記された研究内容は、次項の社会貢献に特記された(やはり1件のみの)研究内容と同じである。ここに記載された研究内容が研究水準、社会貢献とも極めて高いことは、自己評価書にも記載の通り、異存のないところであるが、内科学領域で業績が高く評価された研究者ないし研究グループがその研究のみを行っている訳ではないことは、その人数からも明らかである。したがって、このような記載では、評価の妥当性を欠いており、項目数および重点的な表現にかなりの不均衡があると言える。評価機構が研究水準が高いと評価した研究者ないし研究グループの研究内容は、研究</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 業績の判定結果に基づく記述では、関連分野の専門家による判定結果を、割合とともに記述により示しているが、卓越、優秀と判定された研究を全て列挙したものにはなっていない。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>所の目的，目標達成の観点から，内容を網羅的に記載して頂きたい。このことは生理学領域および病理学領域についても言えることである。</p>	
<p>【評価項目】 社会（社会・経済・文化）的貢献</p> <p>【評価結果】 10ページ「社会（社会・経済・文化）的貢献」における記述全般について 記載内容，分量のバランスが取れていない。</p> <p>【意見】 資料に基づいて均衡のとれた記載を行っていただきたい。</p> <p>【理由】 審査を受けた部会ごとに，全教官数に占める貢献度が高い教官の割合と記載件数の対比で見ると，生理学領域では30名中の約4割（12名程度）が貢献度が高いと評価され，特記事項が1件のみである。これに対して，病理学領域では16名中の約4割（6-7名程度）に対して3件，社会医学・外科学領域は5名中の3名程度に対して4件となっている。一方，内科学領域は19名中の約6割（12名程度）に対して1件に過ぎない。生理学領域および内科学領域に関する記述がそれぞれ1件のみであるため，正確性を欠いている訳ではないが，妥当性を欠く偏った評価を受けた感を否めない。社会的な貢献度が高いと評価機構が判定した研究者の貢献内容は，研究所の目的，目標達成の観点から，どの領域についてもバランス良く記載して頂きたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 業績の判定結果に基づく記述では，関連分野の専門家による判定結果を，割合とともに記述により示しているが，極めて高い，高いと判定された内容を全て列挙したものにはなっていない。</p>
<p>【評価項目】 社会（社会・経済・文化）的貢献</p> <p>【評価結果】 10ページ「社会（社会・経済・文化）的貢献の優れた点等について，」 「高く評価するところである。<u>しかし，外部評価者の評価にみられるように，社会への貢献という観点からみれば，疫学的観点からの研究成果の展開に関しては，なお一層の努力が必要である</u>」</p> <p>【意見】 研究所全体に対する外部評価に関して，疫学的観点からの研究成果の展開に一層努力せよとする指摘は受けていない。この記載は削除ないし適切に修正願いたい。</p> <p>【理由】 ここで引用された外部評価者の評価は，時限的研究プロジェクトの中間報告会の際に行われたものであり，研究所全体の研究に対する外部評価ではない。また，この件については，「ヒアリング聴取事項回答書」（3ページ）に記載したように，本研究所で可能な範囲の対処を行い，最終的には達成度の高い評価を得た。したがって，この記載内容は不適切であり，誤解を招く虞れが</p>	<p>【対応】 文章を以下のように修正した。 『高く評価するところである。しかし，外部評価の指摘を受け，疫学的観点を取り入れて成果をあげたプロジェクトもあるように，社会への貢献という観点からみれば，疫学的観点からの研究成果の展開に関しては，なお一層の努力が必要である。』</p> <p>【理由】 記載内容に誤解を招く恐れがあったので，より正確な表現に修正した。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>ある。疫学研究は本研究所における研究上の特徴のひとつであるが、平成13年3月に疫学分野の教授が他研究機関へ異動し、個人票作成時点（平成13年5月1日）では疫学分野の教授が不在であった。このため、自己評価書にはその個人票が含まれていず、結果的に疫学的研究が全般に低調であったかのような印象を評価委員に与えた可能性はある。この点についてはヒアリングに際しても意見を聴取されていないが、追加資料を求められれば提出は可能であった。</p>	
<p>【評価項目】 研究の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>【評価結果】 11ページ「改善を要する点・問題点」 「自己点検評価を実施する際には、<u>研究所としての方向性を明確な形で構成員にフィードバックするとともに、その研究の達成度を含めた十分な自己評価が行えるようすべきである。また、教員任期制の導入により、(中略)、任期制を適用していない教員の一定期間ごとの研究業績評価方法について工夫が期待される</u>」</p> <p>【意見】 「改善を要する点・問題点」に記載される以上、実施要項の範囲内とし、表現を修正願いたい。</p> <p>【理由】 過去5年間における自己点検評価としては、「平成8年度の研究所自己点検評価」と「今回の大学評価機構による研究評価に際しての自己点検評価」がある。「平成8年度の研究所自己点検評価」については、「難研1996 現状と課題」として公表し、その中に将来構想を含めて記載することで、研究所の方向性を構成員にフィードバックしている。また、「今回の大学評価機構による研究評価に際しての自己点検評価」においては、研究所の方向性を明確に構成員にフィードバックし、研究の達成度を含めた自己点検評価を行ったことは、論を待たない。一方、任期制は平成9年度からスタートしているが、任期制を適用していない教官個々についての研究業績評価は「今回の大学評価機構による研究評価」に際して初めて行ったことになる。今回の研究業績評価は、任期制の有無に関わらず一律に同じ評価方法（但し、評価基準は職責に応じる）を用いて行っており、その内容は自己評価書（19-20ページ）に記載の通りである。なお、今回の自己評価を契機として、全教官の研究業績評価を任期制の有無に関わらず行うこととし、既に申し合わせを作成したことを付記しておく。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 自己点検評価の結果等については、公表し、構成員にフィードバックしていることは理解できるが、自己評価書に「研究者本人の適性及び認識不足に起因する」との記述もあるように、全教員に評価結果の趣旨が理解されているとは言い難い面が伺える。このことは、本人の問題であるとも言えるが、同時にフィードバックすることの趣旨の徹底が必要と判断した。</p> <p>また、任期制を適用していない教員の一定期間ごとの研究業績評価については、今回の評価を契機として実施されているが、研究の質の向上や改善に重要な取組みであり、更なる工夫・充実が必要と判断した。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 研究の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>【評価結果】 11ページ「改善を要する点・問題点」 「外部評価に関しては、<u>依頼する項目が研究内容に偏るのではなく、研究所の目的達成に向けた研究の方向性の提言や施策効果に対する効果を含めた評価が実施されることが望ましい</u>」</p> <p>【意見】 外部評価に関する「改善を要する点・問題点」としての記載意図が不明瞭であり、この文章は削除願いたい。</p> <p>【理由】 過去5年間における外部評価としては、「平成8年度の研究所自己評価に際した外部評価」、「平成9年度からのプロジェクト研究に対する外部評価」、及び「今回の大学評価機構による研究評価」がある。「平成8年度の研究所自己評価に際した外部評価」において、外部委員に依頼した評価項目が研究内容に偏っていない、研究施策全般にわたるものであったことは、提出した「自己評価書」の記載（26ページ等）や添付資料「難研1996 現状と課題」の内容から明らかである。また、「平成9年度からのプロジェクト研究に対する外部評価」については、中間報告の時点で研究の方向性の提言を受け、それに沿った改善が行われたことを「ヒアリング聴取事項回答書」（3ページ）に述べている。したがって、本件記載は「大学評価機構による研究評価」についてのものと考えざるを得ないが、「大学評価機構による研究評価」において、研究の方向性に関する提言を行うことは実施要項の範囲を逸脱する。また、「大学評価機構による研究評価」が「改善を要する点・問題点」に該当するとすれば、自己矛盾ではないか。</p>	<p>【対応】 文章を以下のように修正した。 『外部評価に関しては、今後とも、依頼する項目が研究内容に偏るのではなく、研究所の目的達成に向けた研究の方向性の提言や施策効果に対する効果を含めた評価が実施されることが望ましい』</p> <p>【理由】 これまでの外部評価においても、研究施策全般にわたり評価を実施してきているが、研究所改革のためには、これまで以上にこのような視点を含めて評価を実施することが望ましいと判断した。研究所の設置目的が「膠原病その他の難治疾患に関する学理及びその応用の研究」となっているが、平成8年の将来構想において、研究所の目的を当面「難治疾患に関する学理及びその応用の研究」と広義に解釈することとするとされており、これについての検討もそろそろ必要ではないかと考える。 なお、この指摘は、研究の方向性そのものの是非について言及したのではなく、外部評価等を通じて、時代に即応した方向性がより磨き上げられることを期待した記述である。</p>